

出席者名簿

| 区 分 | 所 属 | 役 職 | 氏 名 |
|--------|-------------------------|------------|-------|
| 学識経験者 | 広島市安佐動物公園 帝京科学大学 | 元園長 元教授 | 福本 幸夫 |
| 地域住民代表 | 広島県議会議員 | | 岡崎 哲夫 |
| | 広島県議会議員 | | 伊藤真由美 |
| 獣医師会 | 公益社団法人広島県獣医師会 | 専務理事 | 寺川 康彦 |
| 動物愛護団体 | 公益社団法人日本愛玩動物協会 広島県支部 | 支部長 | 宮崎 誠 |
| 行政機関 | 広島県動物愛護センター | 所長 | 藤井 光子 |
| | 健康福祉局食品生活衛生課 | 課長 | 積山 宝 |

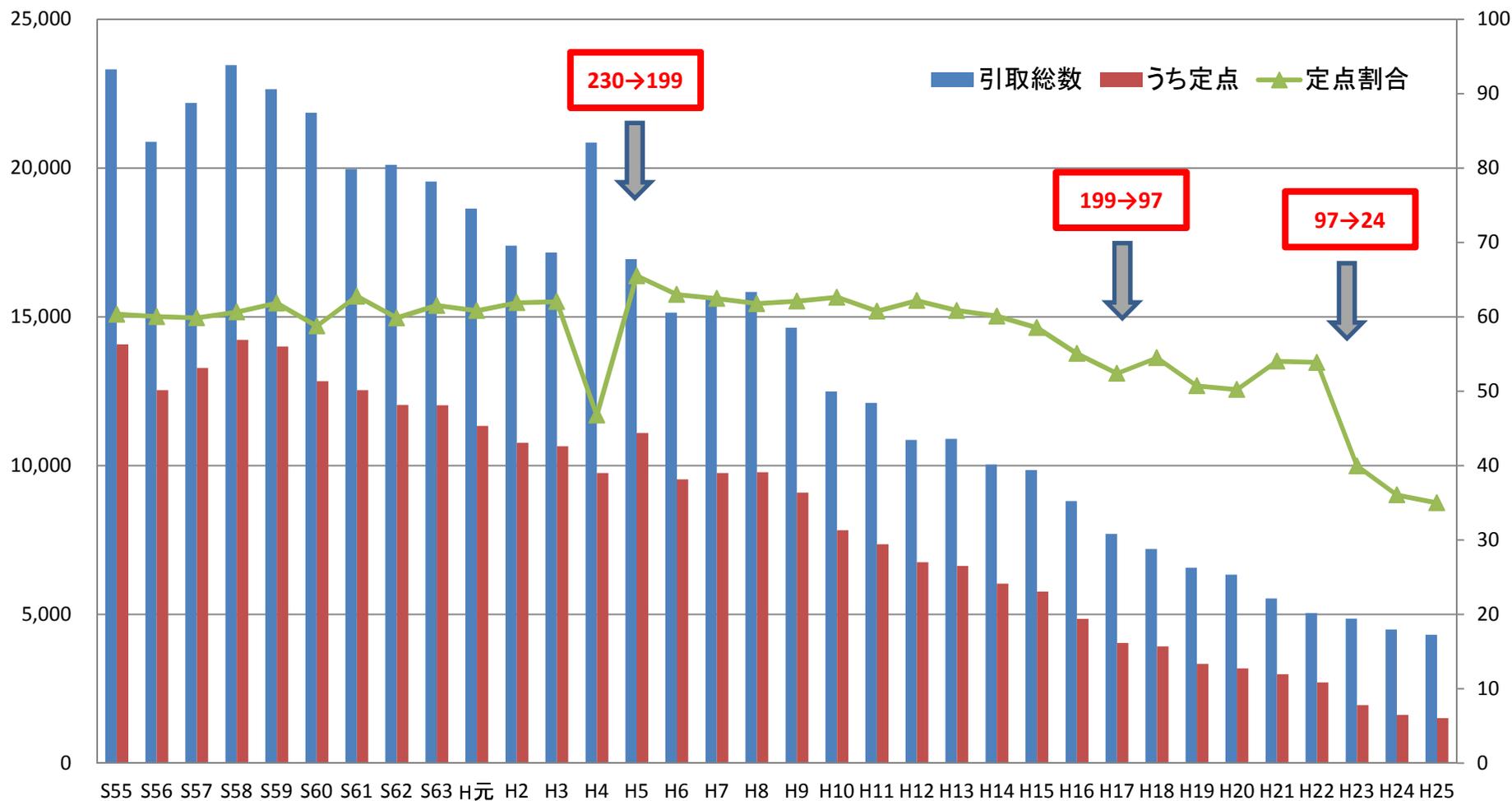
(敬称略)

| 所 属 | 役 職 | 氏 名 |
|--------------|---------|-------|
| 健康福祉局食品生活衛生課 | 食品衛生担当監 | 松岡 俊彦 |
| 健康福祉局食品生活衛生課 | 主幹 | 東久保 靖 |
| 健康福祉局食品生活衛生課 | 専門員 | 柳本 慎治 |

定時定点引取りの見直しについて

広島県健康福祉局食品生活衛生課

県動物愛護センターにおける定時定点引取りの推移



平成25年9月以降の定時定点引取りの状況

| | | 24年度 | 25年度 | 25年度 (9月以降) |
|----------|---|-------|-------|----------------|
| 飼主 から | 犬 | 140 | 48 | 5 |
| | 猫 | 254 | 131 | 13 |
| | 計 | 394 | 179 | 18 |
| 飼主 不明 | 犬 | 264 | 256 | 136 |
| | 猫 | 959 | 1,072 | 533 |
| | 計 | 1,223 | 1,328 | 669 |
| 合計 | | 1,616 | 1,507 | 687 |

※ H25.9月に改正動物愛護管理法が施行され、飼い主からの引取り拒否規定が適用開始

定時定点引取りを継続する場合と廃止する場合のメリット，デメリット

| 区分 | メリット | デメリット |
|----|--|---|
| 継続 | <ul style="list-style-type: none">・引取場所が近いので地域住民・市町職員の負担が少ない。・野良犬・野良猫の増加をある程度食い止めている。 | <ul style="list-style-type: none">・引取場所が近くにより、犬猫を安易に引取りに出せる状況である。・引取るときに専門職員が立会うことができない。 |
| 廃止 | <ul style="list-style-type: none">・引取場所がセンターに一本化され、犬猫を安易に引取りに出せる状況ではない。・全ての引取りで専門職員の立会が可能となる。 | <ul style="list-style-type: none">・引取り場所が遠くなるため地域住民・市町職員の負担が増加する。・野良犬・野良猫の増加が懸念される。 |

定時定点引取りを継続する場合と廃止する場合の問題点

| 区分 | 問題点 |
|----|---------------------------------|
| 継続 | ・引取場所が近くにあり、犬猫を安易に引取りに出せる状況である。 |
| | ・引取るときに専門職員が立会うことができない。 |
| 廃止 | ・引取り場所が遠くなるため地域住民・市町職員の負担が増加する。 |
| | ・野良犬・野良猫の増加が懸念される。 |

引取場所が近くにあり、犬猫を安易に引取りに出せる状況のために起きていること(例)。

- 気に入った野良犬・野良猫に餌やりを続け、産まれた仔を定点に出す。
- 不妊去勢手術をせず外飼いしている猫が産んだ仔を野良猫の仔として定点に出す。
- 不妊去勢手術をせず外飼いしている犬と野良犬の間に産まれた仔犬を定点に出す。

など

引取るときに専門職員による立会ができない場合の問題点①

| 項目 | 飼主から | 飼主不明 |
|-----------------|---|---|
| 引取り拒否規定の適用 | 有 (事前の連絡制で対応) | 無 |
| 引取りに立会わない場合の問題点 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>終生飼養の指導を直接対面で実施することができない。</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>引取る犬猫の情報を収集できない(野良犬の親の居場所や餌やりの情報など)。</u> ・<u>飼犬や飼猫が飼主不明として持込まれる可能性がある。</u> |

引取るときに専門職員による立会ができない場合の問題点②

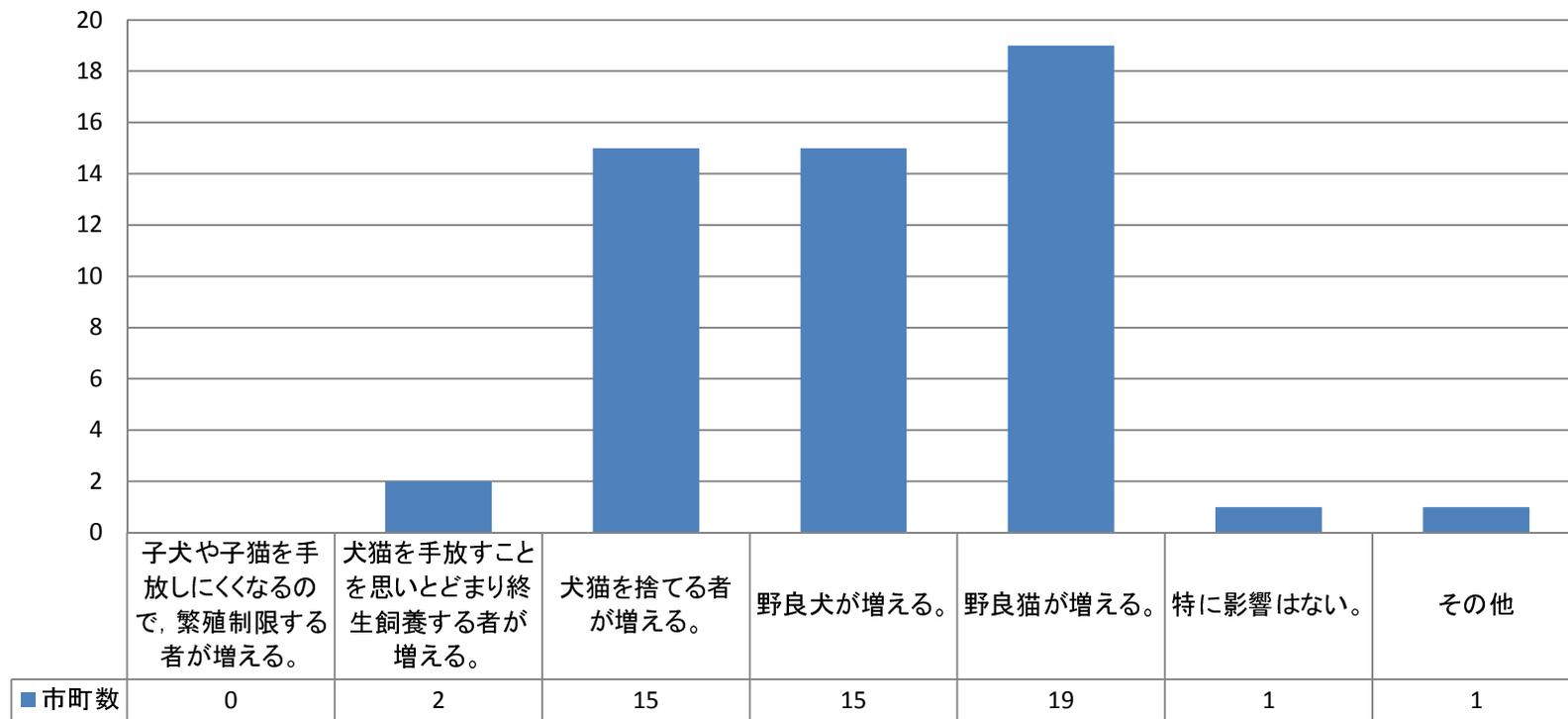
| | | 24年度 | 25年度 | 25年度 (9月以降) |
|----------|---|-------|-------|----------------|
| 飼主 から | 犬 | 140 | 48 | 5 |
| | 猫 | 254 | 131 | 13 |
| | 計 | 394 | 179 | 18 |
| 飼主 不明 | 犬 | 264 | 256 | 136 |
| | 猫 | 959 | 1,072 | 533 |
| | 計 | 1,223 | 1,328 | 669 |
| 合計 | | 1,616 | 1,507 | 687 |

⇒ 飼犬や飼猫が飼主不明として持込まれる？

定時定点引取りを廃止した場合、野良犬・野良猫の増加が懸念される。①

市町数：20

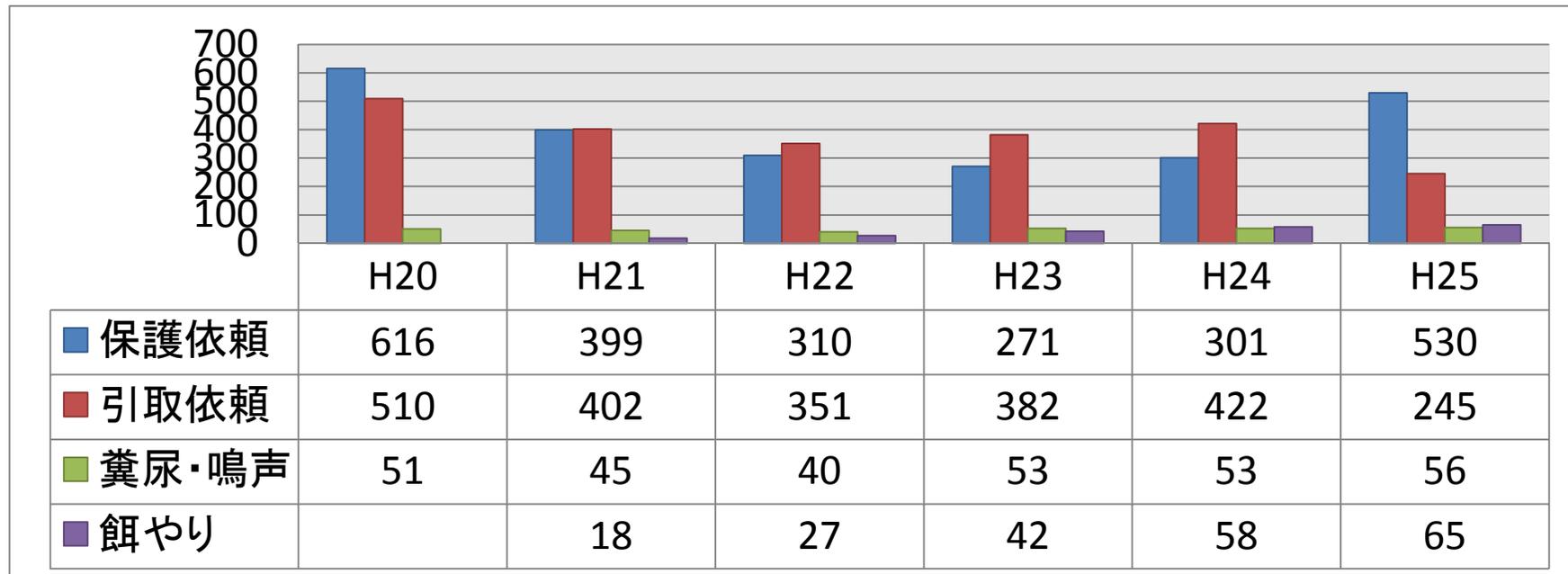
市町アンケートの結果



⇒ 県内各市町は、定時定点引取りを廃止した場合、野良犬・野良猫の増加を心配している。

定時定点引取りを廃止した場合、野良犬・野良猫の増加が懸念される。②

苦情の受付状況



* 保護:「狂犬病予防法」に基づく野犬の捕獲業務

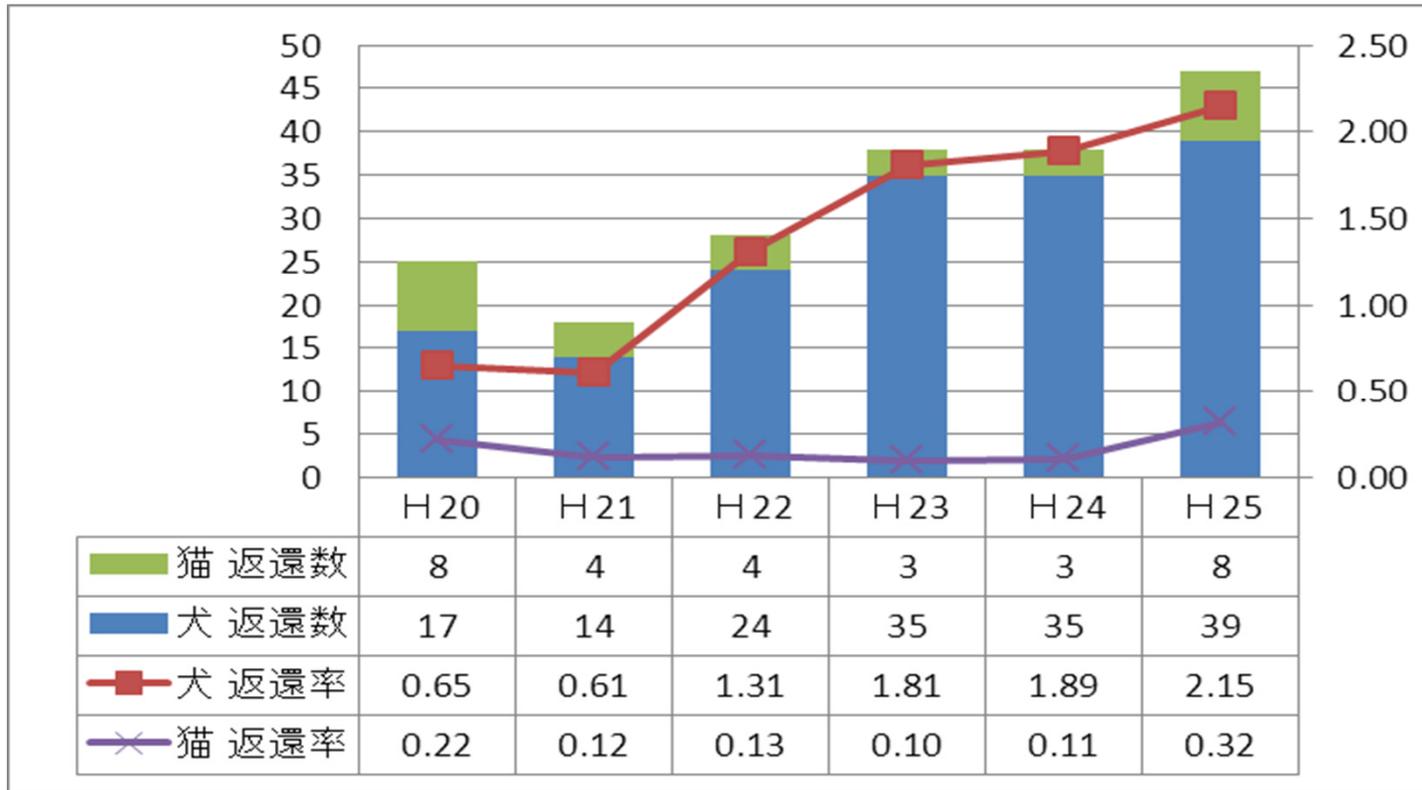
* 引取り:「動物愛護管理法」に基づく飼い主のいる飼えなくなった犬猫及び所有者不明の犬猫の引取り業務

⇒ 定時定点数を削減した平成23年度以降、野良犬の保護依頼が増えている。

返還・譲渡の促進に係る取組みについて

広島県健康福祉局食品生活衛生課

犬猫の返還の状況

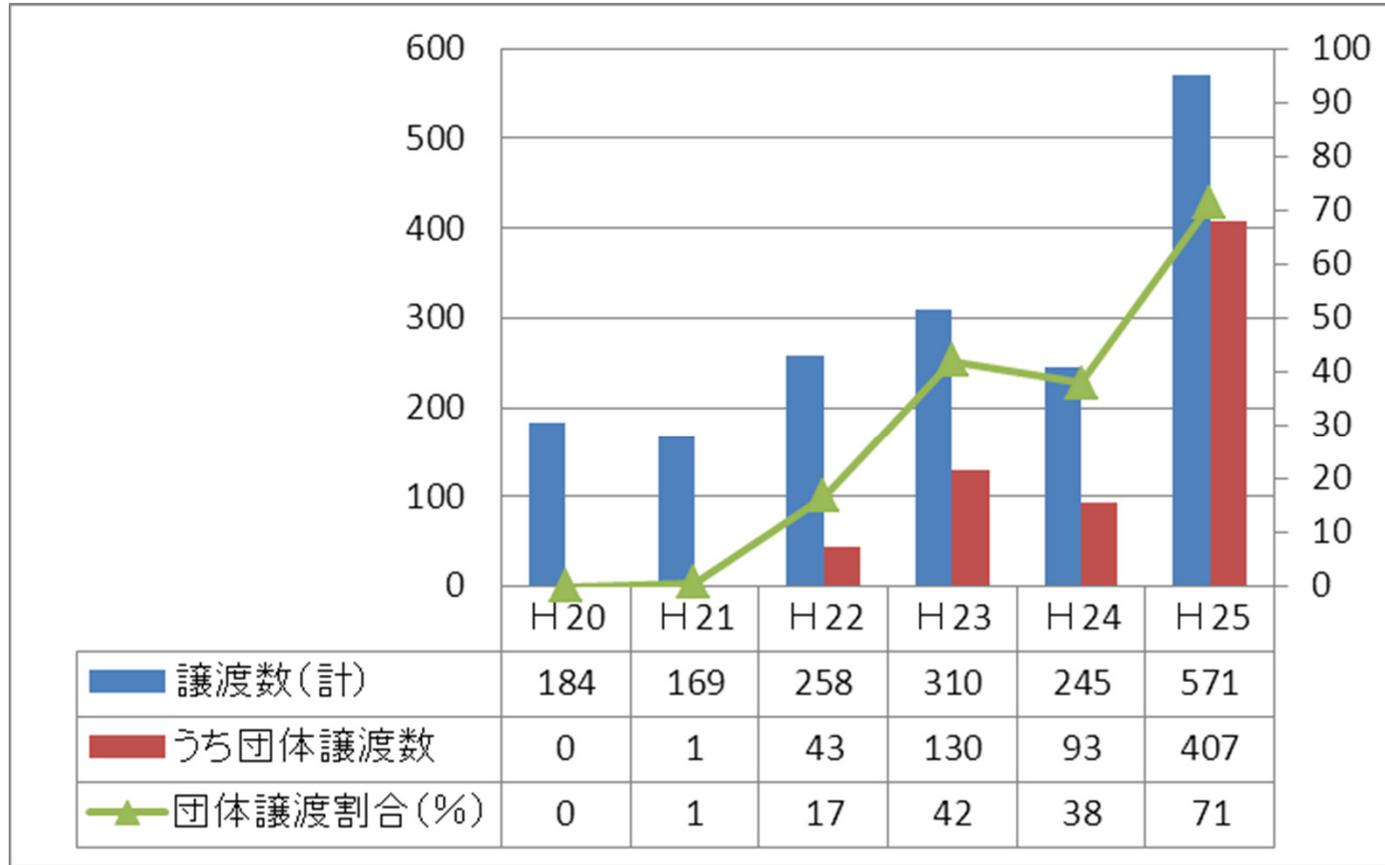


- ・ 犬猫の返還数は増加している。

犬猫の譲渡及び団体譲渡の状況

| | | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|-------|-----------|------|------|------|------|------|------|
| 団体登録数 | | 0 | 3 | 7 | 9 | 12 | 17 |
| 犬 | 譲渡数(計) | 151 | 147 | 219 | 256 | 192 | 461 |
| | うち団体譲渡数 | 0 | 1 | 43 | 120 | 74 | 332 |
| | 団体譲渡割合(%) | 0 | 1 | 20 | 47 | 39 | 72 |
| 猫 | 譲渡数(計) | 33 | 22 | 39 | 54 | 53 | 110 |
| | うち団体譲渡数 | 0 | 0 | 0 | 10 | 19 | 75 |
| | 団体譲渡割合(%) | 0 | 0 | 0 | 19 | 36 | 68 |
| 計 | 譲渡数(計) | 184 | 169 | 258 | 310 | 245 | 571 |
| | うち団体譲渡数 | 0 | 1 | 43 | 130 | 93 | 407 |
| | 団体譲渡割合(%) | 0 | 1 | 17 | 42 | 38 | 71 |

犬猫の譲渡及び団体譲渡の状況



- ・ 犬猫の譲渡数は増加している。平成22年度から団体譲渡数が増えており、年々団体譲渡の占める割合が増加している。

返還・譲渡の問題点等

問題点等

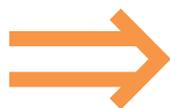
- 1 県動物愛護センターに收容される多くは返還できず譲渡も難しい野良犬・野良猫である。
- 2 年々団体譲渡の割合が高くなっており、動物愛護団体との連携を拡充する必要がある。
- 3 動物愛護センターにおいては、返還・譲渡数は増加しているが、迷い犬・迷い猫や譲渡用の犬猫を收容する施設が不足している。
- 4 譲渡制度の周知や所有者明示（鑑札・名札，マイクロチップ）の推進などの啓発の効果が十分に表れていない。

1 野良犬・野良猫について

飼主不明の犬猫の引取りの割合

| (平成24年度) | |
|----------|------|
| 全国 | 76 % |
| 広島県 | 88 % |

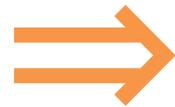
※ 広島県：県管轄のみ



・広島県は飼主不明の犬猫の引取りの割合が高く、飼主不明のうちのほとんどが野良犬・野良猫である。

野良犬・野良猫の問題点と対策

- 飼主がいないため返還できない。
- 人に馴れないものがほとんどであり、譲渡することが難しい。



- 終生飼養？
- 団体譲渡？
- 致死処分？

動物愛護センターに収容する犬猫全頭を終生飼養する場合の経費

【犬猫の飼育に必要な経費】

| 犬猫別 | 1か月支出総額（円） | 1年支出総額（円） |
|---------------|------------|-----------|
| 犬1頭飼育者（n=705） | 6,571 | 78,852 |
| 猫1頭飼育者（n=362） | 4,247 | 50,964 |

※（一社）ペットフード協会調べ

【収容後の生存年数】

10年（犬14歳，猫15歳から推定）

※（一社）ペットフード協会調べ

【全頭終生飼養の年間経費】

| 犬猫別 | 最初の1年間 | 10年後 |
|-----|--|------------------------------------|
| 犬 | 78,852千円 (78,852円 × 1,000頭 ^{※1}) | 788,520千円 (78,852円 × 10,000頭) |
| 猫 | 101,928千円 (50,964円 × 2,000頭 ^{※2}) | 1,019,280千円 (50,964円 × 20,000頭) |
| 犬猫計 | 180,780千円 | 1,807,800千円 |

※1（H25処分数1,309頭から推定）

※2（H25処分数2,374頭から推定）

野良犬・野良猫の団体譲渡の実施について①

個人譲渡

①

動物愛護センター



飼育希望者

団体譲渡

②

動物愛護センター



動物愛護団体



飼育希望者

野良犬・野良猫の団体譲渡の実施について②

人に馴れない野良犬・野良猫を団体に譲渡すると

- ・団体から飼育希望者への譲渡が困難となる。
- ・団体施設での飼養頭数が増大する。
- ・動物愛護センターから団体への譲渡ができなくなる。

②

動物愛護センター



動物愛護団体



飼育希望者



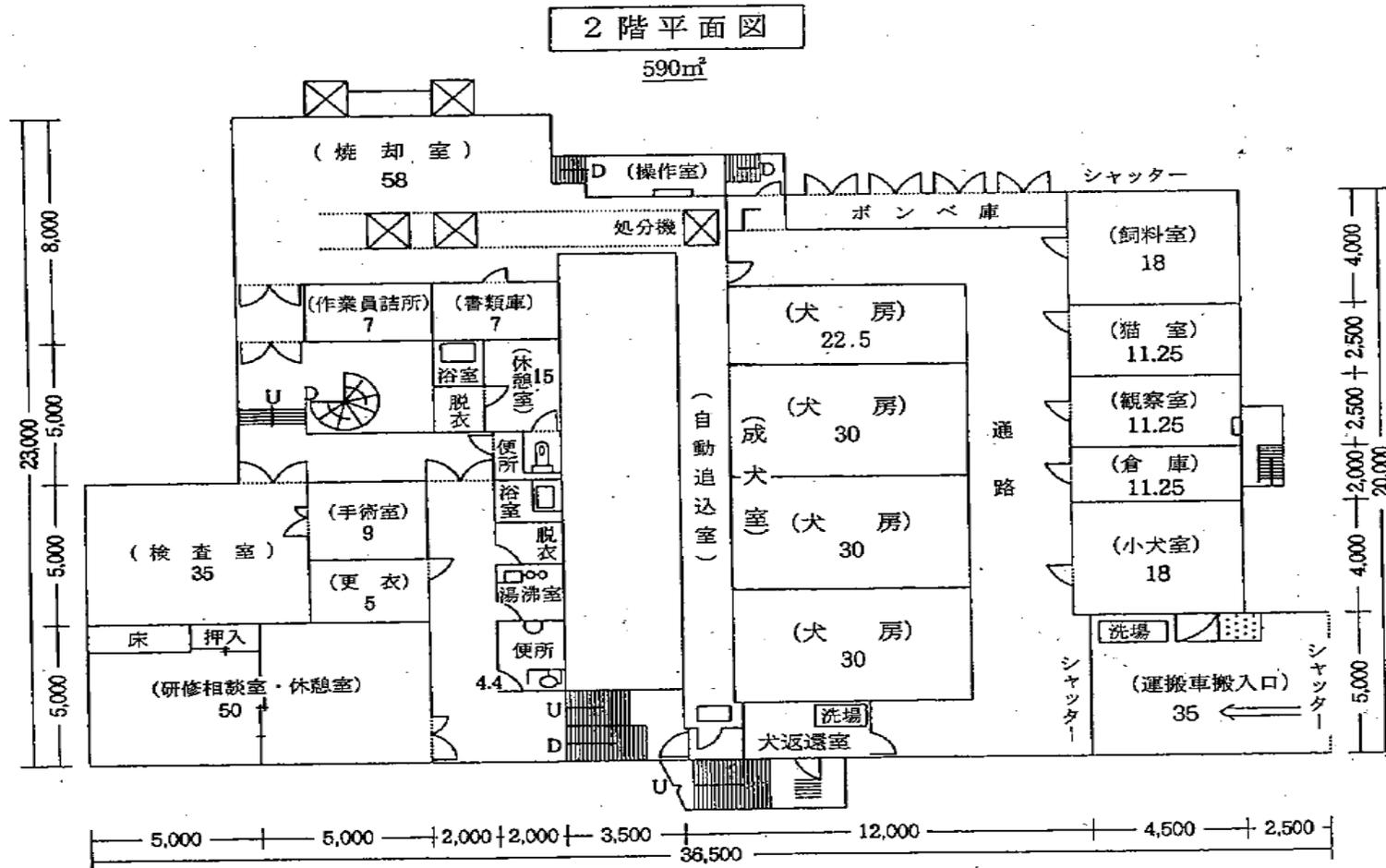
- ・ 継続的・効率的に譲渡を実施するためには、人に馴れない野良犬・野良猫を団体へ譲渡することについては慎重に検討する必要がある。
- ・ 団体側の理解も必要である。

2 動物愛護団体との連携の拡充

- ・ 引き続き団体登録施設へ積極的に譲渡する（譲渡数の伸びは、団体譲渡によるところが大きい）。
- ・ 継続的・効率的に譲渡を実施するためには、野良犬・野良猫の団体への譲渡は慎重に検討する必要がある。団体側の理解も必要である。
- ・ 定期的に話し合いの場を設けるなど動物愛護団体との連携を強化する。

3 犬猫の収容施設の状況

(広島県動物愛護センター)



収容施設の課題

(広島県動物愛護センター)

- 収容動物を個別収容する構造になっておらず、感染症予防が困難である。
- 譲渡用動物及び迷い犬・迷い猫を収容する場所が不足している。



返還・譲渡の促進には迷い犬・迷い猫や譲渡用犬猫を収容する施設を確保する必要がある。

4 返還・譲渡の啓発の強化

譲渡制度のさらなる周知

【現在の取組】

- ・ ホームページに掲載

- ・ 広報誌に掲載



**犬猫の譲渡情報を
随時更新しています**

広島県動物愛護センターでは、愛情と責任を持って最後まで飼っていただける方を対象に犬猫を譲渡しています。

問合せ 県動物愛護センター(三原市本郷町)
☎0848(86)6511

詳しくは、県HP [譲渡動物](#)



・さらなる周知のため、県民にわかりやすいポスター・リーフレットを専門業者の意見を参考にして作成する。

ホームページの譲渡情報の充実

動物情報(犬)



・ホームページをさらに充実させる。

| | | | |
|------|----------------------------------|---------|---|
| 管理番号 | 2014-06-0003 | | |
| 収容場所 | 広島県動物愛護センター | | |
| 動物種別 | 犬 | 大きさ | 小 |
| 種類 | ミックス | | |
| 性別 | 雌 | | |
| 年齢 | 約2ヵ月 | | |
| 毛色 | 白 | 毛の長さ | 短 |
| 性格 | 人が大好きです。元気いっぱい触って寄ってきますよ。(No45) | | |
| 首輪 | | 不妊・去勢措置 | 無 |
| 備考 | 最期まで責任と愛情を持って飼ってくださる方、お待ちしております。 | | |

ホームページの迷い犬猫情報の充実

動物情報(迷い犬)



| | | | |
|------|---|---------|----|
| 管理番号 | 2014-06-0004 | | |
| 収容日 | 2014年06月03日 | | |
| 収容期限 | 2014年06月11日 | | |
| 収容場所 | 山県郡 | | |
| 動物種別 | 犬 | 大きさ | 中 |
| 種類 | ミックス | | |
| 性別 | 雄 | | |
| 年齢 | 約8歳 | | |
| 毛色 | 茶 | 毛の長さ | 中 |
| 性格 | | | |
| 首輪 | 青 | 不妊・去勢措置 | 不明 |
| 備考 | 5月24日に山県郡北広島町溝口付近で保護され、6月03日にセンターに収容されました。青い首輪を付けていました。 | | |



- ・所有者明示(鑑札・名札, マイクロチップ)の啓発を強化する。
- ・ホームページをさらに充実させる。

犬猫の殺処分数削減に向けた取組について

広島県動物愛護管理推進協議会作業部会

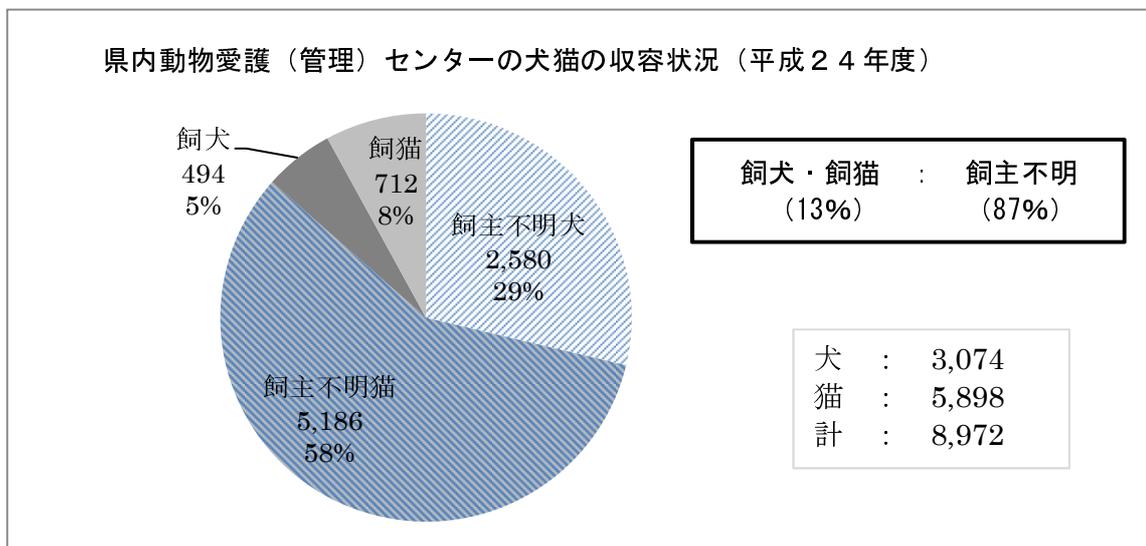
広島県内の各動物愛護（管理）センターに收容された犬猫の平成23年度の殺処分数が全国一になったことに伴い広島県動物愛護管理推進協議会に本作業部会を設置した。平成25年10月1日以降、本作業部会を4回開催して犬猫の殺処分数削減に向けた取組を検討し取りまとめを行ったので報告する。

作業部会の開催状況

| 会議 | 開催日 | 参加者 | 協議内容 |
|---------|-----------|----------------------|---|
| 第1回作業部会 | 10月1日（火） | 行政 | 犬猫の殺処分数削減に向けた取組について多様な意見を出しあった。 |
| 第2回作業部会 | 10月23日（水） | 行政 | 第1回に出しあった意見から実現の可能性を考慮し、取組の絞り込みを行った。 |
| 第3回作業部会 | 11月27日（水） | 行政、県獣医師会、動物愛護団体（2団体） | 民間団体（県獣医師会、動物愛護団体）を招き、第2回に絞り込みを行った取組について協議し、了承された。 |
| 第4回作業部会 | 12月18日（水） | 行政、動物愛護団体（2団体） | 民間団体（動物愛護団体）を招き、「野良犬（野良猫）対策協議会の設置」、「地域猫活動の推進」について取組スケジュールなどについて協議し、了承された。 |

野良犬・野良猫対策（重点課題）

平成24年度に県内の動物愛護（管理）センターに收容された犬猫8,972頭のうち、飼い主不明の犬猫が8割以上（犬2,580頭（29%）、猫5,186頭（58%））を占めており、そのほとんどは野良犬・野良猫である。一方、飼い犬・飼い猫の收容は全体の13%に過ぎない。これらのことから犬猫の殺処分数を削減するには、今回挙げた取組の中でも特に野良犬・野良猫対策の取組が重要である。



犬猫の殺処分削減に向けた取組

| 区 分 | 取 組 | 取組の内容 |
|-----------------|------------------------|---|
| 野良犬・野良猫対策（重点課題） | 野良犬・野良猫対策の周知 | 行政機関，獣医師会，関係団体及び動物愛護推進員は野良犬・野良猫問題について，共通の認識を持ち，連携して飼い主や地域住民に対し「捨て犬，捨て猫，犬の放し飼いの禁止」「猫の屋内飼養の推奨」「不妊去勢手術の実施」「無責任な餌やり行為の禁止」について，よりわかりやすい方法で周知を図る。 |
| | 地域における野良犬（野良猫）対策協議会の設立 | 市町及び地域住民に対し，野良犬・野良猫問題は地域が主体となって解決すべき問題であることを周知するとともに，長期的視野に立って連携して対策が検討できるよう市町または自治会単位での野良犬（野良猫）対策協議会の設立を支援する。平成 26 年度中にモデル地区を選定し，モデル事業を実施する（2 地区程度）。 |
| | 地域猫活動の推進 | 住宅密集地等において飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施して地域住民の十分な理解の下に管理する地域猫活動について，平成 26 年度から行政機関，獣医師会，関係団体等で実施方法を検討した上でモデル地区を選定し，モデル事業を開始する（4 地区程度）。 |
| | 引取る犬猫に関する情報の収集 | 地域住民から所有者不明の犬猫を引取る際に，餌やりをしている人や野良犬の親の居場所を把握するなどのために，引取る犬猫に関する情報の収集に努める。 |
| 飼犬・飼猫対策 | 引取拒否できる旨のただし書きの適正な運用 | 動物愛護管理法の改正により終生飼養の原則に反すると認められる犬猫の引取りについて，拒否できる旨のただし書きが追加されたため，動物愛護（管理）センター窓口や定点においてこれを適正に運用し終生飼養の徹底を図る。 |
| | 飼主責任の周知 | 飼犬・飼猫は終生飼養することが大原則であるが，どうしても飼えなくなった場合に，安易に動物愛護センターに引取りを求めるのではなく，「自分で譲渡先を探すなど飼主責任において対処する。」という考え方を行政，獣医師会，関係団体等の共通認識とし，飼主・住民に周知を図る。 |
| | 元の所有者への返還の推進 | 飼い主不明の犬猫が，円滑に元の所有者に返還できるようにするため，所有者情報を犬猫に取り付けるよう啓発する。また，迷子の犬猫の写真を載せるなどホームページの迷子の犬猫情報の充実を図り，飼い主への返還に努める。 |
| 譲渡の推進 | 団体譲渡の推進 | 動物愛護団体と連携し，団体への譲渡を積極的に行う。 |
| | ホームページの譲渡情報の充実 | 個人への譲渡を推進するため，ホームページへ譲渡用動物の写真を掲載する。また，県，広島市，呉市，福山市の譲渡情報を相互にリンクさせるなどホームページ情報の充実を図る。 |
| 教育との連携 | 学校飼育動物の適正飼養講習の推進 | 県獣医師会が実施している学校飼育動物の適正飼養講習を継続的に取組む。 |
| | 命を考える動物愛護教室の推進 | 県動物愛護センターが実施している動物愛護教室について，保育園，幼稚園，小学校低学年を対象とした「動物とのふれあいを中心とした動物愛護教室」から，徐々に小学校高学年以上を対象とした「命を考える動物愛護教室」にシフトしていく。また，「命を考える動物愛護教室」の講習内容を教育委員会に周知する。 |

